平成２９年（フ）第１８１号
岐阜市東島５丁目13番７号、前住所岐阜市真砂町７丁目10番地
破産者　岩田　勝征
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８２号
岐阜市東島５丁目13番７号（更正決定前の住所）岐阜市東島５丁目13番17号、前住所岐阜市真砂町７丁目10番地
破産者　岩田ひと美
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０９号
岐阜県関市西仙房３番22号、前住所岐阜県関市千年町１丁目７番地
破産者　喫茶カームこと　岩井美江子
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２１４号
札幌市厚別区厚別南２丁目８番２号
破産者　久保　千尋（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５７号
札幌市手稲区前田２条８丁目３番２号
破産者　川森　雅雄
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３４号
北海道石狩市樽川３条２丁目70番地
破産者　佐藤　礼子
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８号
仙台市太白区大野田３丁目３番23―207号
破産者　土田　　泰
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３１号
仙台市太白区茂庭字人来田西67番地の11
破産者　太田　慎也
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
群馬県前橋市稲荷新田町303番地２
破産者　勝俣　節子
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３号
さいたま市西区湯木町２―50―２、破産手続開始時の住所埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目５番28号　武井ビル504
破産者　菊田　裕一
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８６号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番５―205号新鶴団地、前住所茨城県土浦市東真鍋町22番２号
破産者　石井　裕二
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８７号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番５―205号新鶴団地、前住所茨城県土浦市東真鍋町22番２号
破産者　石井　惠子
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３０８号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金309番地14
破産者　佐々木直美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１７号
埼玉県坂戸市大字浅羽1544番地３　メゾンアサバ105号室、前住所埼玉県坂戸市大字森戸559番地
破産者　齋藤　祐太
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３９８号
埼玉県所沢市西所沢１丁目22番11号　サンモール所沢106
破産者　北島　　優
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６５６号
横浜市鶴見区生麦５丁目17番７号　ハイムさつき202
破産者　山口　　進
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４７号
神奈川県厚木市岡田５丁目11番６―101号
破産者　木村　伸一
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４４８号
神奈川県厚木市旭町１丁目７番７―103号、前住所神奈川県厚木市岡田５丁目11番６―101
破産者　安福　次郎
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部